

# 試験番号登録名義変更規程

制 定 平成11年 6月15日

最終改正 令和 6年 4月 1日

## (目 的)

第1条 この規程は、試験番号登録規程（平成13年1月1日制定）に規定する試験番号の名義変更に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (名義変更の条件)

第2条 試験番号の名義変更は、当該試験番号を付与された防災物品又は防災薬剤と同一の製品を製造、防災処理又は輸入販売できる品質管理体制を有している場合に限り行うことができるものとする。

## (名義変更の申請)

第3条 名義変更の申請は、新名義人又は新名義会社の代表者から公益財団法人日本防災協会（以下「協会」という。）に「試験番号登録名義変更申請書（別記様式第1）」及び「登録名義変更申請試験番号一覧表（別記様式第1-2）」並びに防災物品にあっては申請者が当該防災物品に係る登録表示者であることを示す書類を添付して提出する。

## (名義変更申請の受理)

第4条 名義変更申請に伴う事務処理は、次の各号のとおりとする。

- (1) 名義変更に関する申請内容が妥当であることを確認する。
- (2) 申請内容が妥当であると確認したときは、試験番号の登録台帳の名義変更を行い、その旨を「登録試験番号名義変更通知書（別記様式第2）」により申請者に通知する。

## (名義変更申請の不受理)

第5条 協会は、名義変更の申請の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、名義変更を認めない。

- (1) 第2条の条件に適合しない場合
- (2) 当該試験番号の登録又は再登録の有効期間の満了日を過ぎている場合
- (3) 名義変更によって、2つ以上の会社が同一の試験番号を共有することとなる場合
- (4) 申請者が申請に係る防災物品の登録表示者としての要件を満足しない場合

## (手数料)

第6条 試験番号の登録名義変更に係る手数料は、別に定める「防災物品に係る確認業務及び防災ラベル交付等に関する手数料規程」によるものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、平成13年1月9日から施行する。
- 2 この規程実施の際、既に名義変更を行ったものに関しては有効とする。

## 附 則

この規程は、平成14年10月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年11月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

# 試験番号登録名義変更申請書

年 月 日

公益財団法人日本防災協会理事長 殿

申請者（新名義人）  
住所 〒

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

登録者番号

担当者  
TEL  
FAX

試験番号登録名義変更規程に基づき、次のとおり名義変更を申請します。

旧 名 義  (登録者番号)	( )
名義変更の事由 (防災表示者の登録事項の 変更手続きの状況を含む)	

手数料費目	点数	金額	備考
名義変更手数料			

手数料納入方法	現金・銀行振込	納入金額(消費税込)	円
※ 受付日	年 月 日	※ 受付番号	号

- 注 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ※印欄は、記入しないこと。

試験番号登録名義変更申請一覧表

受付番号：

防炎物品等の種類	登録試験番号	旧名義による登録の有効期限	商品名又は銘柄

注 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 防炎物品等の種類には、防炎薬剤を含むものとする。  
3 記入欄が足りない場合は、別紙に記入すること。

# 試験番号登録名義変更通知書

日防試第 号  
年 月 日

殿

公益財団法人日本防災協会  
理事長

年 月 日付で申請の試験番号登録名義変更については、下記のとおり登録したので通知します。

記

旧 名 義 (登 録 者 番 号)	( )
新 名 義 (登 録 者 番 号)	( )

登録名義変更をした試験番号一覧

防災物品等の種類	登録試験番号	旧名義による登録の有効期限	商品名又は銘柄

注 防災物品等とは、防災物品及び防災薬剤をいう。

